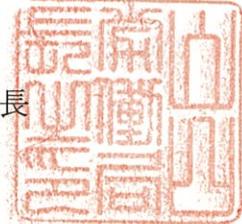




山口労発雇均 0610 第 1 号
令和 4 年 6 月 13 日

各 団 体 の 長 殿

山口労働局長



夏季における年次有給休暇の取得促進について（依頼）

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得促進については、「少子化社会対策大綱」（令和 2 年 5 月 29 日閣議決定）、「過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和 3 年 7 月 30 日閣議決定）」等において掲げられるなど、重要な課題となっています。

また、労働基準法の改正により、平成 31 年 4 月から全ての企業で年 10 日以上の年休が付与される労働者に対し、年 5 日の年休を確実に取得させることが定められました。

しかしながら、「令和 3 年就労条件総合調査」によると、令和 2 年の年休取得率は 56.6%と、前年より 0.3 ポイント上昇し過去最高となったものの、依然として政府目標の 70%とは大きく乖離しています。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営に資する年休の計画的付与制度の導入（※ 1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度（※ 2）の導入が効果的と考えられます。

このため、厚生労働省では、この夏における年休の取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

つきましては、年休の取得促進に向けた取組の趣旨を御理解いただき、同封いたしましたポスター及びリーフレットの掲示・配布、別紙の文例を参考とした機関誌やホームページへの掲載等により、傘下会員企業等への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、時間単位の年休制度の導入等、労働時間の縮減や年休の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援するための「働き方改革推進支

援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」の周知についても、併せて御協力をお願いします。

なお、本リーフレット等は、以下に電子媒体で掲載をしておりますので、御活用ください。

○「働き方・休み方改善ポータルサイト」内「年次有給休暇取得促進特設サイト」

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が高くなる傾向にあります。年休の計画的付与制度がある企業割合は、令和3年就労条件総合調査では46.2%と、約半数の企業が制度を導入しており、令和元年と比較すると約2倍となっています。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

(担当) 山口労働局雇用環境・均等室 伊勢屋
〒753-8510 山口市中河原町6番16号
山口地方合同庁舎2号館5階
(TEL) 083-995-0390 (FAX) 083-995-0389